

議 事 録

令和6年6月10日

開催場所	伊賀市役所本庁2階 202・203会議室										13:30～15:40
会 議 名	第12回伊賀市農業委員会総会										
出席者	坂本	森下	玉岡	門口	森田	高田	西田	大田	藤室	松永	川口(一)
	中原	福岡	田中	池町	山本	稲森	西尾	橋本	折戸	喜多	
											(計21名)
	吉岡	川口(貞)									
欠 席 者	福地	西口	喜久永								
事 務 局	福山	林	小林	矢野	岡嶋	北田					
議 事											
議 長	予定の時刻になりましたので、只今から伊賀市農業委員会第12回総会を開催します。										
議 長	それでは、総会の成立報告を事務局に求めます。										
事務局	出席委員は総数24名中21名で、農業委員会等に関する法律による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告いたします。										
議 長	次に、今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。										
一 同	異議なし。										
議 長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。署名者は、4番の高田委員、6番の太田委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。										
議 長	それでは、只今より議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、いずれも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。										
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。賃貸借の合意解約がなされ、報告件数9件、筆数は田17筆、面積は合計30,165㎡についての通知がありましたので報告いたします。										
事務局	続きまして報告第2号、使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数2件、筆数は田6筆、面積は合計5,563㎡についての通知がありましたので報告いたします。										
議 長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。										
議 長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」は、報告のとおりご承知おきください。										
議 長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～7について、事務局は説明してください。										
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 総会資料3ページをご覧ください。 No.1、2は譲受人が同一ですので併せて説明します。申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は723aで取得後は828aとなります。農作業歴は11年で、本人が農作業に常時従事しています。農機具は田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台を所有しています。水稻と大豆を作付け予定です。申請地は10筆ですが場所は一段の田んぼで、譲受人は農地所有適格法人である株式会社〇〇の代表で、個人でも認定農業者でもあり、申請地についても効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。										

事務局	No.3、4は譲受人が同一ですので併せて説明します。申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は29aで、取得後は136aとなります。農作業歴3年で、本人と子が常時従事しています。農機具は田植機、トラクター、コンバインをリースしており、リース契約書の写しも添付されております。水稻を作付け予定です。譲受人は生まれも育ちも伊賀上野で、伊賀市山出に有限会社〇〇を設立し土木建築事業を営んできました。現在は、息子に役職を譲り、住所は大阪に移していますが、上野丸之内に居宅があり、通作距離も問題ありません。3年前に新規就農で上之庄の田を取得し、現在も耕作管理されております。生産物は息子の会社関係や大阪に独自の販路があり出荷しています。申請地の6筆は一段の圃場であり、効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は144aで、取得後は218aとなります。譲受人は平成10年に設立された畜産業を主とする法人で、取締役4名のうち3名が農作業に常時従事しています。農機具はトラクター5台、耕運機2台、コンバイン1台、草刈機3台、軽トラック1台を保有していて、申請地においては飼料用の作物、おもにトウモロコシを作付け予定です。申請地は依那古地区と古山地区にまたがっていますが、一連の圃場の農地であり、効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は344aで、取得後は355aとなります。農作業歴は25年で、妻とともに常時従事しています。農機具はトラクター2台、コンバイン2台、田植機2台、もみすり機1台、乾燥機1台を保有しています。申請地の現況はすべて畑となっており、キャッサバやトウモロコシなどを作付け予定です。申請地はすでに譲受人が耕作および管理しており、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.7、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は1,474aで、取得後は1,493aとなります。譲受人は平成26年に設立された法人で、役員3名のうち2名が農作業に常時従事しています。農機具はトラクター3台、耕運機2台を保有していて、申請地においてはニンニクや金ゴマを作付け予定です。申請地は一昨年まで譲渡人が耕作管理していましたが、89歳と高齢で限界となったため、地元で畑作を行っている譲受人に声がかかった次第で、効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議 長	只今の説明に関連して、小田地区、花之木地区、古山地区、依那古地区、花垣地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
玉岡委員	1番、2番について、5月30日に関係者一同で現地立会を行いました。事務局からの説明のとおり、瀬古さんは夢たんぼの組織、個人でも認定農業者として耕作されており、小田地区の農地についても耕作されると確認しており、何ら問題はございません。
門田委員	3番、4番です。5月30日に関係者一同で現地立会を行いました。住所が大阪だ市内に住居を構えている、現耕作面積3反も耕作されていることを確認していることから、何ら問題はございません。
中原委員	5番です。30日に関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明通りで何ら問題はございません。 6番の花垣ですが、現在も農業をされており、面積的にも小さくなく、家庭菜園の延長であると確認しています。 7番について、登記面積では広いが、実際に耕作できる面積はそれほど無いのが現状で、高収入な作物を栽培しており、事務局の説明通りです。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～7について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.1～7について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.1～7については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第1号No.8～15について、事務局は説明してください。
事務局	No.8、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は116aで、取得後は161aとなります。農作業歴は30年で、本人が常時従事しています。農機具は耕運機、トラクター、コンバイン、田植機1台を保有しています。水稻や菜種を作付け予定です。申請地は譲受人の自宅の目の前にあり、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9、10は交換となりますので併せて説明します。申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の〇〇さんの耕作面積は16aで、交換後17aとなります。〇〇さんの農作業歴は45年で、本人と妻が常時従事しています。農機具は田植え機1台、コンバイン1台、トラクター1台、を槇山の実家に保有しています。水稻を作付け予定です。〇〇さんの耕作面積は94aで交換後は93aとなります。〇〇さんの農作業歴は50年で、本人と妻が常時従事しています。農機具は田植え機1台、コンバイン1台、トラクター1台を保有しています。水稻を作付け予定です。〇〇さんは4筆を町合わせし1枚の田としていましたが、そのうちの1筆の名義が〇〇さんになっており、逆に〇〇さんが耕作していた田の名義が〇〇さんになっておりました。したがって、名義があべこべになっていたものを正すための交換となります。従前から申請地はそれぞれ譲受人が管理していたため、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.11、詳細は議案書のとおりです。譲受人の農作業歴は本人と夫が1年で夫と共に常時従事されています。譲受人は令和5年3月に空き家バンクを通じて宅地と共に今回の申請地の隣にある畑を取得し移住後に野菜を耕作されていましたが、今回の対象農地が手続きから漏れていることが判明したため、改めて申請されたものです。今回の申請地においても野菜を栽培される予定で、農機具は主に鍬などを使用し、必要に応じて借りて耕作される計画です。申請地は自宅から徒歩3分で、隣地で取得した畑も野菜等を耕作されていたことから取得後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	No.12、詳細は議案書のとおりです。譲受人の伊賀市での耕作面積はありませんが、今回取得する農地の隣接地にある空き家を本年1月に購入しており、今後、伊賀市へ移住し常時従事する予定です。これまで家庭菜園をされていたことから農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有されており、申請地ではじゃがいも、きゃべつ、たまねぎ等の自家消費用の野菜を耕作される予定です。申請地は取得した居宅の隣接地にあることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。
事務局	No.13、詳細は議案書のとおりです。譲受人は、奈良県大和郡山市に住民票はありますが、現在、伊賀市中柘植にある実家で居住されています。3年前から伊賀市内で農地を借りて、さつまいもやにんにく等の野菜を耕作し農業に従事してきましたが、自分で農地を取得して野菜を栽培したいとの思いがあったことから、今回申請されたものです。農機具は耕うん機、草刈機を既に各1台所有されており、申請地は実家から10分程度であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。

事務局	No.14～No.15は譲受人が同一の案件ですので併せて説明させていただきます。詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は無く、農用地が含まれていることから去る6月3日に新規営農面接審査を行いました。譲受人は、老後に主食であるお米をつくることにチャレンジしようと思い農地を探していたところ、知人を通じて見つかったことから申請されたものです。譲受人はこれまでも農地を借り受けて農業を行ってきたことから農作業歴は本人が5年、妻が2年あり、譲受人は申請地の地元にある受託組合に加入し、農機具は、トラクター、コンバイン、田植機を各1台受託組合から借り受けて、今回取得する農地では水稻を耕作する計画です。新規営農面接審査の結果、新規営農者と認められたところであり、申請地は自宅から15分で、取得後も効率的に耕作できると認められます。
議 長	只今の説明に関連して、玉瀧地区、依那古地区、比自岐地区、柘植地区、西柘植地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
稲森委員	8番、去る5月29日に関係者一同で現地立会を行いました。土地所有者が亡くなった後誰も耕作者が居なかったので、譲受人が後を買って耕作します。現地は草刈もされて綺麗になっていることから、問題は無いかと思う。
稲森委員	9番10番について、〇〇さんと〇〇さんの交換だが、圃場整備をした際の名前の書き間違いではないかと思う。当人達も以前から自分の農地だと思っており、今回元に戻ったような状況で、何ら問題はありません。
藤室委員	11番です。30日に現地立会を行った。以前に農業委員会の許可を得てあるのだが、その際に漏れてしまった小さい農地です。今回改めて申請をすることになったので贈与の形を取っています。
松永委員	12番です。5月29日に関係者一同で現地立会を行いました。荒れていた農地を整備され、耕作できる状況にしてある。居宅から徒歩3分程の農地です。何ら問題はありません。
福岡委員	先般、関係者一同で現地調査を行いました。事務局の報告通りで間違いは無いと思います。
田中委員	14番、15番です。5月29日に関係者一同で現地の確認を行いました。事務局からの説明どおりで今後耕作をしたいとの強い希望もあり、何ら問題はありません。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.8～15について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.8～15について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.8～15については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第1号No.16～22について、事務局は説明してください。
事務局	No.16、申請内容については総会資料のとおりです。取得後の耕作面積は690aとなります。農作業歴は本人が5年農業に従事しており問題ありません。農機具は、コンバイン、田植え機、トラクター、乾燥機をそれぞれ1台所有されており、取得後は水稻を耕作されます。申請地も自宅から車で5分程度と近隣であり、周辺も多数耕作されていることから取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。

事務局	No.17、申請内容については総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積が無く、佐那具町の農地で、水稻・野菜を耕作し、自家消費することで新規就農者として認められたところです。取得後の耕作面積は35aとなり、農機具はトラクター・コンバイン・田植え機・耕転機を今後導入予定です。譲受人の住所は現在四日市市ですが、四日市市でも73aの農地を所有され、農業をされていることを四日市市農業委員会で確認しています。また、譲受人の経営する会社の営業所が山出にあるため、購入した農機具も山出で保管し、山出から申請地まで通作されるということで、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。
事務局	No.18、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の農業生産法人は、農業従事者が5名、耕作面積は2,580アール、大型トラクター4台など農機具を主有しています。申請地では牧草を栽培する予定です。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.19、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の耕作面積は29aです。譲受人の農作業歴は50年で、本人と妻が従事されています。農機具はトラクター、軽トラックなどを各1台所有されており、取得後は水稻を栽培されます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.20、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の農作業歴は25年で、本人と両親、弟が従事しています。農機具は、田植機、トラクター、コンバインを各1台所有しています。取得後は水稻と野菜を栽培されます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.21、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の農作業歴は62年で、本人が従事しています。農機具は、耕運機、軽トラック、などを各1台所有しています。取得後は野菜を栽培されます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.22、申請内容は総会資料のとおりです。譲受人の農作業歴は26年で、本人と妻が従事しています。農機具は、田植機、トラクター、コンバインなどを所有しています。取得後は果樹を栽培されます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
議 長	只今の説明に関連して、府中地区、猪田地区、友生地区、阿保地区、矢持地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
高田委員	16番です。5月28日に関係者一同で現地立会を行いました。何ら問題はないかと思います。
高田委員	17番です。新規営農者ですが、四日市市で農業を営んでいるとのこと、何ら問題はないかと思います。
川口委員	猪田です。5月31日に関係者一同で現地立会を行いました。別段問題はないかと思います。譲受人は十数年も牧草をしており、今回土地を購入することになった。何ら問題は無いと思う。
大田委員	19番、20番です。5月31日に関係者一同で現地確認を行いました。19番の譲受人は、以前からこの農地を耕作等されており、何ら問題は無いかと思います。20番についても何ら問題は無いと判断しています。
折戸委員	21番です。5月29日に関係者一同で現地確認を行いました。事務局から説明があった通りで問題は無いかと思います。
喜多委員	22番です。5月29日に事務局と関係者で現地立会を行いました。内容については事務局から説明があったとおりで間違いありません。奇麗に整備もされていて、介助を得て耕作されるとのことです。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	17番ですが、四日市市の方でそちらでも農業をされている、山出で会社経営されてるとの説明だった。四日市市では何を作付けしているか、当該地で何を耕作するのか、経営している会社はどのような業種なのでしょうか。

事務局	四日市市でも水稻をしていると確認している。佐那具町の農地でも水稻と野菜を耕作することを確認している。山出の会社は、〇〇です。
西田委員	佐那具町でする農業について、農業機械等はどうするのか。
事務局	機械は今後、トラクター、コンバイン、田植え機を買って、山出の会社に保管するとのこと。
門口委員	四日市市での耕作面積、「0」と書いてあるが。
事務局	議案書に書いてあるのは、伊賀市の耕作面積。四日市市では73aです。
西田委員	新規面談には、本人が来てくれたのか。
事務局	ここは農用地ではありませんので、新規面談はしておりません。
西田委員	新規面談はしなくて良いのですか。
事務局	はい。農用地か農業生産法人の場合はしますけど。
西田委員	新規面談は農用地だけで、一般農地はフリーということ？
事務局	現地で営農計画と、立ち合いで本人に確認しています。
西田委員	営農計画と確認はするけど、新規面談は必要ないということですか。
事務局	それはもう、以前から。
議 長	農用地以外では、新規営農面談はしていない。農地の下限面積が無くなったので、農用地でない場合は、新規面談から外している。
事務局	昨年の春から下限面積が無くなりましたので、しておりません。で、総会でも説明させて頂きました。
議 長	下限面積が無くなった際、新規面談も必要が無いとの考えもあったが、せめて農用地だけは面談をしましょうかとなって、現在も行っているように思う。
西田委員	機械を購入して、〇〇を経営しながら農業をすると。因みに佐那具町のどの辺りですか。
事務局	佐那具の工業団地のファミリーマートの北側。〇〇の会社のもう少し上野寄り。
西田委員	道端？
事務局	道端もありますし、中に入っているものもある。
西田委員	一団の3反半か。
議 長	ほかにございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.16～22について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第1号No.16～22について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」No.16～22については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～7について、事務局は説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。総会資料6ページをご覧ください。

事務局	No.1、詳細は議案書のとおりです。申請地は、鞆田地区市民センターから北東に1.2キロほどに位置する農地で、周囲の状況から第2種農地に該当します。譲受人は昭和62年に設立された、土木建築業を生業とする会社で、施設の概要は、譲受人が事業用の資材置場として利用する計画です。土地造成は50センチほど切り盛りをして整地し、一部砂利敷きの通路を設けます。公衆用道路からの乗り入れ部分には鉄板を敷く予定で道路加工申請許可済みです。場内には、トラックやトレーラの旋回場および駐車場として860㎡、ブルドーザ、バックホー計3台分の置場150㎡、砕石置場は280㎡と380㎡を2か所、真砂土置場420㎡を1か所、U字溝50本、ポリエチレン管28本、工事看板標識やバリケード等の資材置場370㎡の利用を予定しています。取水はなく、排水は雨水のみで、沈砂池を3か所設けて申請地南側に隣接する既存水路から西側の道路側溝へ放流します。資金計画については、資金証明書が提出されており、必要な資金が確保されていることを確認しています。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みで、周辺に農地はなく支障はありません。
事務局	No.2、詳細は議案書のとおりです。申請地は倉部公民館から南へ100mほどで、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は譲受人の実家の隣にあり、居宅1棟を新築するとのことで、今回の転用はやむを得ないと判断します。建ぺい率は30%で適正な建ぺい率22%を超えており問題ありません。工事期間は許可日から令和6年9月30日までです。土地造成については、整地したうえで土砂の流出、堆積を生じさせないよう地盤の締固めをしっかりと行い、周辺に被害が生じないよう対策するとともに、取水は上水道を利用し、汚水、雑排水は集落排水本管、雨水は既設側溝へ放流する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.3、詳細は議案書のとおりです。申請地はふるさと会館いがから南西へ260mほどで、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地は譲受人の実家に隣接しており、居宅1棟の新築及び駐車場と近隣で家族が経営する建築板金工事会社の資材置場として利用するとのことで、転用はやむを得ないと判断します。建ぺい率は22.65%で適正な建ぺい率22%を超えており問題ありません。工事期間は許可日から令和7年1月31日までとなっています。土地造成は整地のうえ、資材置場については砕石舗装を行います。取水は上水道を利用し、雑排水は宅地内に排水管を新設し公共下水道へ放流、雨水は自然浸透及び宅地内に排水管を新設し公共下水道へ放流する計画です。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.4、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、服部町公民館から北西に400mに位置する農地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。申請地の周辺は、住宅が多く交通量が多い区域内にあるため、今回の転用はやむをえないものと考えられます。また、開発指導室へ軽易な建築開発事業等届出書が提出されています。土地造成は整地のみで、工事期間は8月31日までの予定です。取水は無く、排水は雨水のみで自然浸透及び南側の既設水路へ放流します。土地改良区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.5、申請内容については総会資料のとおりです。申請地は、佐那具町コミュニティセンターから北東に250mに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は、国道25号線沿いで交通量が多く、また不整形で生産性の低い農地のため、今回の転用はやむをえないものと考えられます。開発指導室へ軽易な建築開発事業等届出書が提出されています。工事期間は9月末日までの予定です。取水は上水道を利用、汚水・雑排水は敷地内で集水し、公共下水道へ放流、雨水は北側の既設水路へ放流します。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。

事務局	No.6、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、宮本病院の北側に隣接しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、申請人が飼育するカメの飼育場です。カメは草食性のゾウガメ12匹です。申請人の居宅は申請地に隣接しており、家の中で飼育していましたが大きくなってきたので外に出します。趣味の飼育であり、保育園児等の見学も受け入れます。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透させます。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.7、申請内容は議案書のとおりです。申請地は、阿保西町交差点から東へ約100mに位置しています。周囲を宅地で囲まれ、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、申請人の居宅です。既に転用済みで顛末書付きの申請です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透します。隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
議長	只今の説明に関連して、鞆田地区、柘植地区、西柘植地区、府中地区、猪田地区、阿保地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
山本委員	1番です。申請地は周りを山に囲まれ、水の便も悪く耕作し辛い農地で、申請地の南側には〇〇の資材置き場が既にあり、その拡張と併せて今回の申請がなされた。周辺には何も無く、問題はないと思います。
福岡委員	先般関係者一同で、現地調査を行いました。本人は上野の方から地元へ帰って農業を手伝いたい意向であり、事務局の説明通り間違いありません。
田中委員	5月29日に関係者で現地を確認し、先程事務局から説明のあったとおり周辺農地にも問題無しということです。
高田委員	5月28日に4番、5番について立ち合いを行いました。事務局の説明どおりで何ら問題はありません。
川口委員	5月31日に現地を確認しました。亀の飼育ということで問うてみたが、大体1mくらいになる亀を飼育する。現在の飼育場についても木枠で厳重に枠を設置しており、逃げ出すような事はないとの事でした。
折戸委員	5月29日に関係者で現地確認を行いました。先程の事務局の説明どおり顛末書を提出している案件で、別に問題はないかと思います。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	4番ですが、具体的な場所を確認させて下さい。資材置場ですが、どのような資材を置くのですか。
事務局	場所は、〇〇さんの〇〇の北側の、道を挟んで北側で、資材は建設資材とか砂利とかコンクリート製品を置くとのことです。
西田委員	6番ですが、地目は雑種地となっていますが、池という地目はないのですか。
川口委員	以前は田でしたが、荒れ放題になっていたところを1年前くらいから除草等整備をして、リクガメを飼うということです。性格も大人しいそうです。
事務局	リクガメですので、水は要りません。
議長	水は要らないとのことです。ほかにご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～7について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第2号No.1～7について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議 長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」No.1～7については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議 長	続きまして、議案第3号「非農地証明下付願について」を議題とします。議案第3号No.1～4について、事務局は説明してください。
事務局	議案第3号、非農地証明下付願についてご説明します。総会資料7ページをご覧ください。
事務局	No.1、申請内容については総会資料のとおりです。場所は、古山地区市民センターから北に約500mに位置する山林内の土地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該農地は、願出人が昭和39年に地元を離れる際に農地としての管理が困難になったため山林としました。申請地は3地区にまたがっておりますが、3地区の字界に位置するためであり、現状は一塊の山林の中の一部となっております。当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
事務局	No.2～No.4は申請人が同一で申請地が近隣ですので併せて説明させていただきます。申請内容については総会資料のとおりです。場所は、諏訪地区市民センターから南西へ2.2kmほどに位置する土地で、周囲の状況から第2種農地と判断します。当該農地は20年以上前に植林されており、また現地立会した結果、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。
議 長	只今の説明に関連して、古山地区、諏訪地区の担当委員の方から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
中原委員	周囲が殆ど竹林であり、古くから山林ということでお認めいただきたいと思います。
森田委員	2番3番4番について、5月30日に関係者で立ち合いを行いました。事務局の説明どおりで既に山林化しており、獣道を使って入り、この3筆間の境界が本当に分からない状況でした。直径20cmくらいの木が生い茂っており、農地に戻すのは困難であると思いました。
議 長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議 長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～4について、一括して採決することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	議案第3号No.1～4について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
一 同	(挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第3号「非農地証明下付願について」No.1～4は原案のとおり下付することに決定しました。
議 長	続きまして、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局は説明してください。
事務局	総会資料8ページをご覧ください。議案第4号、農用地利用集積計画についてご説明します。
事務局	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定56件、再設定6件で、田184筆、畑7筆。計画面積は合計301,123㎡です。
事務局	(利用権全体説明)

事務局	以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上が農地利用集積計画の説明となります。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は、挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり意見の決定をすることとします。
議長	以上で、本日の議案の審議及び報告事項はすべて終了いたしました。ここで、2時45分まで休憩して、その後、情報交換会を開催します。
	(休憩)
議長	予定の時刻になりましたので、会議を再開します。情報交換会について、今回は第8回目となります。本日は、16番 山本委員と、17番 稲森委員にお話しいただきます。お話しいただく内容は、広く農業・農村について、地域の実情や普段思っておられることをお話しいただければと思います。お話しいただく時間は10分以内、その後委員の皆様で20分以内で意見交換できればと思います。それでは、山本委員よろしく願います。
山本委員	当地区は道の駅あやまの北側に位置し、東は柘植地区、西は玉滝地区、滋賀県境にも接する地域。主要作物は水稻、麦、大豆と、景観植物が少々。営農組合が4つ、内一つが法人化。農地の貸借を実施しているのが当該法人、他は転作作物を受け持つ。水が不便な農地も多く、川からのポンプアップか、あとは竹谷池などの川から取水で天候に左右される。土質は粘土質で、水稻耕作がし辛い農地も多い。懸案事項として、5年間に1度水田に水を張らないと、水田活用の直接支払交付金の対象外になる事がある。耕作不利地で転作作物を耕作して年数が経過、元々水が来ない農地であるので水張りは困難。補助金が下りない農地には耕作者が見つからないので、遊休農地が一層増える。水稻用機械も既に無い状況。
議長	山本委員のお話が終わりました。質問や意見のある方はおっしゃってください。挙手していただき議長が指名するかたちでお願いします。意見交換なので事務局から質問いただいても構いません。
各委員 山本委員	質疑・意見交換
議長	20分経過し、定刻になりましたので、山本委員の意見交換を終了します。山本委員、ありがとうございました。続きまして、稲森委員よろしく願います。

稲森委員	当地域は、伊賀市の北端で滋賀県に接する。区画整理も数十年前にはあるが、元々中山間地である為、農地がきれいな四角形になっていない。山あいでは畦畔の幅が広く、草刈が大変である。土質が粘土質で農機具がはまり込む。また、水が湧いてきて、年中水が溜まっている農地もある。離農者も多い。9つの区があるが、最大の区の土質は砂地で、水が持たない。竹谷池から水を引くが、幹線だけで距離が23,493kmもある。耐用年数も過ぎており老朽化著しく補修が間に合わない。名張市で幹線にパイプを入れている場所があり見学もし、5年経過したが県補助金が対象にならず、一部だけ工事してそのまま。農家数261軒のうち耕作しているのは113軒、耕作面積は210町歩余り。人・農地プランについて、農業者が毎年1～2名が亡くなる状況で、引き受けたくても各々限界まで耕作しており困難。農地を相続した若い方は、耕作に来ない。 竹谷池に向かう山中の農地で、ダンプで牛糞を持ち込む者が居た。状況を問うと、土壌改良してトマトを植えると言う。下流の水路に雨水等流入を心配した。その後、整地して木くずのような物を撒いてあるのを確認した。その後の状況については、農地法の範疇を超える部分もあるので、事務局からの報告をお願いしたい。
事務局	土壌改良については、転用行為(農地を耕作の目的に供される土地以外の土地にする行為)には当たりません。したがって、農地法の手続きは本来不要です。ただし、土地所有者に内容確認し土壌改良であり長期間にわたるものであるとのことであれば、便宜的に、一時転用として申請いただくようお願いしているところです。しかしこれにつきましても特に規定を設けているわけではございませんので、経過を監視していくしかないという現状です。農地法的に違法とは言えないとしても他法令の影響がある可能性があるため、環境部局や開発部局等とは情報共有しており、今後も連携をとっていきます。
各委員 稲森委員 事務局	事務局からの説明を受け、現在の状況についての情報を共有した。また、今後の対応について質問や意見を出し合い、検討及び協議を行った。
議 長	稲森委員ありがとうございました。これで、今回ご準備いただいた委員、2名の方の発表が終了いたしました。次回は、18番の西尾委員と、19番の橋本委員にお願いいたします。
議 長	この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
事務局	委員の皆様におかれましては、長時間に渡りまして、活発なご協議をいただき、また許可・承認を頂戴し、誠にありがとうございます。今回許可等頂いた案件については、速やかに事務をすすめてまいります。また、次回の情報交換会のスピーチは、18番、山田地区の西尾委員、19番、布引・阿波地区の橋本委員を予定していますので、ご準備をお願いいたします。
議 長	他にございませんか。次回の総会は、7月10日(水)午後1時30分から、伊賀市役所2階202・203会議室で開催いたします。
議 長	以上をもちまして、伊賀市農委員会第12回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 6年 9月10日

会長

坂本 榮二

⑨

議事録署名者

高田 満

⑨

議事録署名者

大田 信昭

⑨